裁判長認印	㊞

調　　書　（決定）

事件の表示	平成２９年（オ）第９５４号 平成２９年（受）第１１９６号
決定日	平成２９年９月１４日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官	大谷直人
裁判官	池上政幸
裁判官	小池裕
裁判官	木澤克之
裁判官	山口厚
当事者等	上告人兼申立人 [redacted] 上告人兼申立人 [redacted] 上記両名訴訟代理人弁護士 丸山英氣ほか 被上告人兼相手方 [redacted]管理組合 同代表者理事長 [redacted] 同訴訟代理人弁護士 澤田和也ほか
原判決の表示	東京高等裁判所平成２８年（ネ）第５１０３号（平成２９年３月１５日判決）

裁判官全員一致の意見で，別紙のとおり決定。

平成２９年９月１４日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官　宮治利幸㊞

（別紙）

第１　主文

１　本件上告を棄却する。

２　本件を上告審として受理しない。

３　上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第２　理由

１　上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法３１２条１項又は２項所定の場合に限られるところ，本件上告の理由は，違憲をいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって，明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

２　上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法３１８条１項により受理すべきものとは認められない。

Copy

これは正本である。

平成２９年９月１４日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官　　宮治利幸